

第1回 静岡市市民活動促進協議会 議事録

と き 平成19年7月2日(月) 10:00～12:15

ところ 札の辻ビル5F 第3審査会

出席者 協議会委員：石野委員、磯谷委員、大島委員、川島委員、木村委員、駒形委員、坂野委員、
佐野委員、東山委員、日詰委員、深澤委員、八木委員

市民生活課：小林部長、小野田課長、秋山参事、渡辺副主幹、宮城島主査、青木主事

1. あいさつ(小林市民生活部長)

2. 委嘱

3. 自己紹介(委員、事務局)

石野委員：NPO法人子育て支援どろん子の理事長、NPO法人自然公園づくりの会の副理事長、NPO法人かんばら国際交流会の理事をしています。また、蒲原地区にある12法人のNPO法人と60団体の任意団体で構成する蒲原NPOネットワークの代表もしています。蒲原NPOネットワークでは、団体間の情報交流や情報誌「NPO通信」の発行などを行っています。よろしくお願いします。

磯谷委員：NPO法人清水ネットの理事と、清水ネットが指定管理者になっている清水市民活動センターのセンター長を務めています。センター長となってから、清水NPO・ボランティア市民センターから通算して2年半になります。立場上は、支援する側にいますが、気持ちとしては支援される側ではないかとも思います。よろしくお願いします。

大島委員：静岡英和学院大学の人間社会学部地域福祉学科の学科長をしています。また、二足の草鞋になります。国分寺市のフリースクールの代表理事もしています。よろしくお願いします。

川島委員：NPO法人かっぱらば編集室で、子どもの居場所づくりに取り組んで9年になります。スクールカウンセラーとして、県内の小中学校に関わっていますが、そこで出会うお母さんたちには、何かをやりたいと思っているけど、何をやればいいのか、どうすればいいのかわからないという人が大勢います。この協議会では、そういう人たちのサポートなども考えていければよいと思いますので、よろしくお願いします。

木村委員：元は銀行マンで、銀行では広報を担当していました関係でコミュニケーションが専門ということになるかと思えます。今は、男女共同参画関係で静岡県男女共同参画センターあざれあや市の女性会館、福祉関係で静岡県ボランティア協会、県と市の社会福祉協議会などに所属しています。市民活動の促進に関する条例第3条の基本理念にあるように、人種、信条、性別、年齢及び社会的・身体的状況等に関わらず、全ての人の人権・尊厳が保障される社会づくりを努力目標としています。よろしくお願いします。

駒形委員：産業支援、地域支援をするNPO法人マンパワーカフェの理事長をしています。私は、三菱

電機出身ですが、OBが自分のスキルやノウハウを活かして地域に根ざした活動に取り組もうということからスタートしました。例えば、家電が得意分野ですので、老人家庭の電球交換や親子工作教室などを行っています。いろいろと参考にさせていただきたいのでよろしくお願いします。

坂野委員：そふと研究室の代表をしています。地域づくりやまちづくりのソフトプランニングなどを仕事としています。市内では、自治会活動に参加する程度ですが、掛川市や伊豆の市民活動に参加しています。過去5年間、この協議会で条例や指針づくりに関わってきましたが、理論的な整理の参考になると思っています。今は、市民活動の促進に関する条例が、どのように具現化されるのかに関心があります。よろしくお願いします。

佐野委員：男の料理塾を運営しています。団塊世代を中心に25名程度のメンバーで構成される団体ですが、料理を媒介として、様々な活動に繋げて広がりが出てきています。市民活動の促進に関する条例が活用されるための施策について、意見交換したいと思います。よろしくお願いします。

東山委員：静岡市ボランティア団体連絡協議会の会長をしています。私どもは清水地区も含んだ組織ですが、この他に静岡地区の団体をまとめる組織もあります。加盟団体は、全部で120団体です。加盟団体は、行政のサービスが行き届かないところに先進的に取り組んでいます。ボランティア団体連絡協議会としては、加盟団体の上部団体ではなく、全体がうまくつながって大きなパワーを出せるようにする仕組みだと思っています。

団塊世代とボランティアについての感想ですが、新聞などで報道されるように、ハッピーリタイアといいますが、無事に退職して何の憂いもなくボランティア活動に打ち込めるような人はほんの少しで、ほとんどの人は安い年金しかなく、ワーキングプアで生活にも苦労しているという実情を認識すべきだと思っています。よろしくお願いします。

日詰委員：静岡大学で主に行政学と地方自治などを教えています。前身の懇話会から、条例や指針づくりに関わらせていただいています。条例ができて、市民活動がこれからどのように根付いて、イキイキした静岡市がつけられるのか、というところに関心があります。よろしくお願いします。

深澤委員：5年位前から、小学校で親と関わる活動をしています。今の親は、非常に悩んでいると思います。ファミリーサポートなどの活動にも参加しているので、孤立して困っているお母さんたちの声を届けたいと思っていますので、よろしくお願いします。

八木委員：伝統文化の継承シーズオブホープの代表をしています。小学校六年生と三年生の子どもがいますが、下の子が一年生のときに子ども会の会長になったのをきっかけにして、このような活動を始めました。何かをしたいけど、どうしていいかわからない、と悩んでいる母親が多かったので、茶道や華道など自分たちの特技を活かして社会の貢献する活動をしようということで始めました。サークル活動のようなものですが、参考になることがあればと思い、応募させていただきました。よろしくお願いします。

4. 会長、副会長選出

市民活動の促進に関する条例第 13 条第 2 項の規定に基づき、委員の互選により、会長として日詰一幸委員、副会長として木村幸男委員を選任。

1. 議事

(1) 報告・説明

下記の項目について、資料に基づき、事務局が説明しました。

一括説明、一括質疑としましたが、議事録では、各事項ごとに発言を振り分けました。

市民活動促進協議会設置根拠、経緯（資料 1、資料 2）

静岡市市民活動の促進に関する条例について（資料 1）

磯谷委員：市民活動促進条例では、市民と行政の関係についての記述はありますが、議会との関係は、どうなっているのでしょうか。

事務局：議会との関係については、自治基本条例の中で規定しています。市民活動条例の対象の内、行政機関としては、主に市と市教育委員会との協働が対象となり、議会は議決機関で独立していることもあり、含めると複雑になってしまうため触れていません。（自治基本条例、市民活動条例の策定に関わった）日詰会長に、少しフォローしていただければと思います。

日詰委員：事務局から説明があったように、自治基本条例の中で枠組みを決めています。議会との関係まで含んでいくのは、難しいのではないのでしょうか。市民活動条例は、市行政と市民の協働がメインですが、議会を除外しているわけではありません。市議会では、若手議員が「議会のあり方研究会」を立上げ、議会基本条例を制定する動きもあります。議会のスタンスは、これからだと思います。

木村委員：議会の役割に関して、個人的な解釈ですが、市民参画には多様な形があってよいと思います。欧米では、直接民主主義的な制度が多くあります。例えば、ドイツには、プラーヌクスツェレ（無作為に抽出した市民が集まりまちづくりについて検討する制度）という制度がありますが、根付くのに 30 年を要しました。直接民主主義的な制度と間接民主主義的な制度の併用が重要ではないのでしょうか。

日詰委員：政策立案や実行の際、首長が判断に悩み、市民の意見を聞きたいときに有効だと思います。三鷹市などの先進的な事例から学ぶ必要があります。

平成 18 年度市民活動関係事業の実施状況について（資料 3）

深澤委員：職員の研修は、どのようなことをやっているのでしょうか。

事務局：集合研修としては、新規採用職員全員を対象とした研修のほか、去年は、静岡市内で総務省が主催した協働をテーマとするイベントに一般職員が数十人参加しました。人事課の専門研修にも、いくつかのメニューがあります。職員の意識改革については、まだ、十分ではないので基

本計画の中で位置づけて積極的に取り組んでいきたいと考えています。

深澤委員：リスク管理支援では、どのようなことをやっているのでしょうか。以前に所属していた団体で事故があり、裁判になったこともあります。

事務局：次頁にボランティア保険という項目がありますが、ボランティア自身のケガに対するお見舞金程度なので十分ではありません。社会福祉協議会のボランティア活動保険やスポーツ安全協会のスポーツ安全保険のような民間の保険への加入を紹介しています。

佐野委員：意識改革というとき、職員の意識改革は何をどう改革するのかわかりませんが、市民の意識改革は何を改革していくのでしょうか。わかりやすく、まとめていければよいと思います。

日詰委員：基本計画の中で、検討しなければならないことでしょうか。

静岡市清水市民活動センターについて（資料4、リーフレット）

磯谷委員：（センター長として補足説明）旧センターでは業務委託でしたが、新センターでは指定管理者となり、運営団体が管理権を持つようになりました。管理権を持てることは、ありがたいような、ありがたくないようなというのが感想です。ありがたくないということには、いくつかの理由がありますが、一つには、慣れないハードの管理が大変だということです。また、利用の許可に関して、本当に市民活動のための利用なのかどうかの判断に迷う団体などがあるので、市民生活課と相談しながら許可しています。相談業務など、高いスキルを要する業務に対応できる職員のスキルアップにも苦勞しています。

今、積極的に取り組んでいることとして、まちの活性化プロジェクト講座企画を4回開催して、いろいろな人や団体の参加を募り、センター一周年事業を協働でやろうと企画しています。

基礎資料について（別添資料）

(2)（仮称）静岡市市民活動促進計画の策定について

- ・ 基本計画の体系について（資料5）
- ・ スケジュール（資料6）

木村委員：これだけの議事を2時間でこなせるでしょうか。

日詰委員：メーリングリストを組む予定になっているほか、場合によっては部会を設けることを含めて、その都度、判断することになると思います。

(3) 意見交換：（仮称）静岡市市民活動促進計画の理念・方向性について

東山委員：現状把握について、実態調査はアンケート調査ということになるでしょうが、アンケート調査は調査票の質問設定によって答えが変わってしまうし、現場感覚と合わない印象があります。委員としては、現場の意見を出していきたいと考えます。

事務局：アンケート調査については、ほとんど実施済みです。実は、NPO法人を対象としたアンケート調査が溢れていて、団体の負担になっているという実態があります。サポートするのが目的なのに負担をかけてしまっただけでは意味がないので、回収率を上げるためにも、質問については、

できる限り簡略化するようにしています。

石野委員：アンケート調査は時間がかかるのではないですか。むしろ、現場を見ることが大事だと思います。例えば、蒲原には旧五十嵐邸という登録文化財がありNPO法人が市から運営を任されていますが、蒲原町が静岡市と合併してから、子どもを集めるイベントや、展示会の開催といったことは市からダメだと言われるようになってしまいました。話合いで、最近は変わってきましたが、大変なことです。また、中尾羽親水公園をNPO法人が管理している件では、市は、公園は管理が基本であって、そこでリーダー養成やイベントを開催するのはおかしいと言うようになりました。そうした旧態依然としたやり方をすると市民参画する人はいなくなってしまうと思います。机上だけで考えるのではなく、現場で困っていることの解決が大事ではないでしょうか。

深澤委員：職員研修でお願いがあります。講師の話だけでなく、現場を見るようにしてほしいと思います。

日詰委員：委員のみなさんにも、現場を見てもらうようにしたらいかがでしょうか。

木村委員：基本指針をつくったときに、静岡市民はこのような立派な指針にふさわしい市民なのかという意見を耳にして、考えさせられました。研修などによって、職員は変り得ますが、市民は簡単には変わりません。自分が委員として、市民の代表になっているかどうかということも考えなければなりません。

昨年、生のところで少しでも多くの市民と会いたいと思い、市民活動条例のタウンミーティングに6回参加しました。そこに来られる市民は自覚のある人で、平均的な市民ではないと思いますが、それでも、タウンミーティングに参加して初めて市民参画を知ったという人もいました。基本計画でタウンミーティングを実施するときには、できる限り委員も参加すべきだと思います。

大島委員：経験豊富な人が揃っていますので、限られた時間を有効に活かすためにも、現状把握はほどほどにして、課題把握から始めるようにするのがよいのではないのでしょうか。

また、せっかく計画をつくっても、市民に恩恵が届かないことがあるので、施策の時限を決める必要があります。

私は、三鷹市に住んでいますが、市民活動がどんどん前に進んでしまって市民がついていけないということがありますし、市民としては、もういいというところもあります。しかし、不満もあるかもしれませんが、基本計画を通じて、市民活動が何らかのかたちになればよいと思います。

日詰委員：三鷹市は先進地なので、今後、事例があれば紹介していただけますか。

駒形委員：二つ、お訊ねしたいことがあります。一つ目は、特区の状況はどうなっているのか、ということ。国は力を入れて推進していますが、市はどのように考えているのでしょうか。二つ目は、市長のマニフェストの中での市民活動の位置づけはどうなっているのかということです。

事務局：特区全般については、当課が所管しているわけではないので、後日、調べてお知らせします。

マニフェストは、全般的に市民との協働が強調されています。例えば、NPO法人数が、マニ

フェストの指標として採用されています。現在、総合計画との整合性を踏まえつつ、個別の事業の位置づけなどを整理しているところです。

八木委員：市民は、市民活動条例のようなことについて、どれだけ理解しているのでしょうか。できる限り知らせたいし、一人でも多くの人が市民活動に参加するよう目標として掲げることができればよいと思います。具体策として、考えられることはすでにあるのでしょうか。

日詰委員：それを、これから考えていくことになります。

川島委員：私は、学校現場と関わっていますが、そこで思うことは学校教育と社会教育の距離が遠いということです。近づけようとする努力はしていますが相容れないところがあります。一生懸命すぎると他人は引いていくので、適度な距離を持つことが大切だと思います。

私たちの世代は、子どもを育てるためにお金がかかるので、働かなければならないため、みんな忙しいのです。子育てカウンセリング講座を開催していますが、そこでは、お金を払って学ぶことが大事、自分に投資することが大切だと伝えていきます。

もう一点、子どもたちにダイレクトに協働を伝えたいと思っていますが、現状では難しいです。

磯谷委員：協議会の進め方として、まず、課題を把握するという意見に賛成です。みなさん、色々な立場や経験があるので、まず、課題をラフに共有した上で、現場を見たり、アンケート結果を見るのがよいと思います。

坂野委員：さきほど説明があったように、これまで提言書をつくり、基本指針をつくり、協働マニュアルをつくり、条例をつくってきた経緯があります。基本計画づくりには、これまでの協議会で議論されたことと重なる内容も多いので、これらのものの予習が必要だと思います。

また、市民活動促進には、市民が新たに市民活動に参加しようとする場合と、すでに実施している活動を充実、拡大していこうという場合と、協働事業を進めようとする場合の三つの段階があります。課題抽出の際には、こうした区分を意識しながら整理するとよいと思います。

5. その他

- ・ メーリングリストへの登録について

事務局：先ほど、意見があったように、委員に集まっていたく会議だけでは議論に限界がありますので、メーリングリストを組ませていただいて、適宜、意見交換をさせていただきたいのですがいかがでしょうか。インターネットを利用されていない委員については、そのときどきの状況により、FAXや郵送にて対応させていただきます。

委員：（賛成）

- ・ 次回協議会について

委員協議の上、以下のように決定。

日時：平成19年8月3日（金）13時から

会場：ふじのくにNPO活動センター（現場視察を兼ねて）